明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一〇一）　二
○特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（**国土交通**八五）　三

〔告　示〕

○国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件（**総務**四七三）　五
○航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件（**同**四七四）　一四〇
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四七五）　一四〇
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四七六）　一四〇
○携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四七七）　一四〇
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**四三六）　一四〇
○平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（**同**四三七）　一四二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**二五六〇）　一四七
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**二五六一）　一四七
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**二五六二）　一四九
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（**経済産業・環境**一二）　一五三
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一三）　一五五
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一四）　一五六
○液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示（**国土交通**一四三）　一六〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**一四四）　一六五
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**一四五）　一六七

〔官庁報告〕

官庁事項
裁判所職員健康安全管理規程の制定施行（最高裁判所）　一六七

〔公　告〕

諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　一七〇
**特殊法人等**
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　二〇五
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人、解散命令関係　二〇六
**会社その他**
**会社決算公告**　二一〇